

民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集要項【誘致型】

1. 募集の主旨

世田谷区（以下、「区」という。）では、保護者の働き方の変化や共働き家庭の増加などにより、子ども人口が減少傾向にあるものの、新BOP学童クラブの登録児童数が増加の一途を辿り、公設の新BOP学童クラブの大規模化が大きな課題となっています。このような課題の解消に向けて、学校外に民設民営放課後児童クラブを誘導し、子ども及び保護者が様々な放課後の過ごし方を選択できる環境の充実に図ります。

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の理念である、『子どもが安心して、楽しく・自由に遊べる環境のもとで、生きる力と主体性を伸ばし、ひとりひとりの今の成育（子どもの成長と育ち）を支える』ことを実現し、子どもの放課後の遊びと生活の質の向上を図るため、民設民営放課後児童クラブの整備・運営を行う事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

放課後児童健全育成事業に熱意と責任のある皆様のご応募をお待ちしております。

2. 募集概要

(1) 事業内容

本事業は、給田放置自転車等保管所（以下、「保管所」という。）の、一部敷地を民設民営放課後児童クラブとして活用することが可能となったため、新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向けて区が実施している児童館や新BOPと連携し、民設民営放課後児童クラブの整備・運営を担っていただける事業者を募集します。

現在保管所として活用している敷地面積の、一部の土地を整備・運営事業者へ現状有姿渡しにて貸付を行います。土地の貸付期間は23年間とし、賃借料は無償とします。貸付後、保管所との境界上に新たに警報システム付きのフェンスを設置する必要があるため、整備・運営事業者には躯体工事と併せて既存工作物等の解体撤去とフェンスの設置を行っていただきます。なお、既存工作物等の解体撤去とフェンスの設置の費用は区が負担します。

令和7年度			令和8年度	令和9年度
5月	8月	決定後	4月以降～	4月
事業者公募	整備・運営事業者の決定	近隣住民への説明等	土地貸付 整備・運営事業者による 建物等整備	運営開始

施設の整備、運営に際しては、別紙1「施設整備及び運営に関する基本的事項」を遵守していただきます。整備・運営事業者として選定された事業者には、区と民設民営放課後児童クラブの整備及び運営の基本的事項を確認する「協定書」を締結していただきます。

(2) 開設時期

令和9年4月

(3) 運営にあたっての条件

本事業は無償で区有地を貸し付け、放課後児童クラブとして整備・運営するものであるため、事業者の創意工夫により、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」を体現する放課後児童クラブの運営を実践していただくものです。したがって、利用料とは別に

保護者からサービス料等を徴収して行う自主収益事業の導入を原則として不可とします。ただし、事業者からの提案の中で、区が「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」に抵触せず、基本活動の拡充に寄与するものと判断したもので、実費相当分で実施されるものについては、この限りではありません。

また、施設整備においては、放課後児童クラブのみの運営とせず、放課後児童クラブの運営と親和性が高く、地域需要を満たす機能の付加・併設を検討しているため、本公募においては、応募事業者として実効性が高いと考え、付加・併設を希望する機能をご提案いただきます。ただし、ご提案をいただいた付加・併設する機能は、審査における評価に影響を与えるものではなく、ご提案をいただいた機能の実施を保証するものでもありませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 保管所の諸条件

諸条件等については、別紙2「給田放置自転車等保管所の概要及び運営にあたっての条件について」をご覧ください。

(5) 定員

80名とする。(2支援の単位)なお、1支援の単位を構成する児童数は40名とする。※大規模化が著しい給田小学校を優先受入校とします。優先受入校に通う補助対象児童を定員の8割以上受け入れていただきますが、今後、近隣の新BOP学童クラブの入会状況によっては、優先受入校を変更することがあります。

3. 応募要件

次の(1)～(6)の要件を全て満たしている法人(社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等)。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(1) 原則として、応募日時点において3年以上の法人運営実績を有すること。

(2) 放課後児童健全育成事業、又は区が放課後児童健全育成事業と同等と認める事業のいずれかを1年以上運営していること。

※ 同等と認める事業とは、開所日・開所時間及び対象者等が、新BOP学童クラブと同程度の条件で運営されていることを基本とし、個別に事業を確認し判断する。

(3) 放課後児童健全育成事業の運営に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。

(4) 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子どもの権利条例」、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等を十分に理解し、区の放課後児童クラブ関連事業について積極的に協力できる事業者であること。

(5) 財務状況

① 経営状態が良好であること。

※ 収益性、安定性などの財務指標を総合的に判断し、経営不振の状態でないこと。

② 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

※ 「直近3年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益」、又は事業活

動計算書の「当期活動増減差額」が3年間にわたり損失が計上されている状態にないこと。

③ 直近期の会計年度において、債務超過になっていないこと。

※ 「直近期の決算報告書等」において、貸借対照表の「負債（債務）」が「資産（財産）」を上回っている状態にないこと。

(6) 所管庁の監査、指導検査等

事業主体及び運営している事業所において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘や勧告を受けていないこと。ただし、文書指摘や勧告を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同等の取り扱いとする。

4. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触するもの）

(2) 国税及び地方税を滞納しているもの（応募事業者のほか、その代表者・役員のいずれかがこれらの税金を滞納しているもの）

(3) 破産法、民事再生法、刑事罰、会社更生法の適用を受けている、又は受けようとしているもの

(4) 役員または職員が刑事罰を受けているもの。（禁錮以上の刑並びに児童福祉法の規定、その他の児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでのもの）

(5) 応募事業者（関連団体も含む。）のほか、その代表者・役員のいずれかが、暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの

※なお、必要に応じて、資格審査のため関係機関への照会を行うことがあります。

5. 整備・運営にあたっての補助制度

事業所を整備・運営するにあたっては、以下の補助制度があります。本募集要項に基づく事業者の決定に際しては、当該補助制度を利用するための条件が付される場合があります。なお、補助制度は、当該事業の経費を含む区の予算の成立を前提とします。

(1) 施設創設経費（土地から施設創設）にかかる補助

施設創設にかかる経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

(2) 施設運営経費にかかる補助

「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」等に基づき、民間の放課後児童健全育成事業者の運営に要する経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

6. 応募手続

(1) 応募書類等（別添「応募書類一覧」を参照してください。）提出期間

応募書類等の作成方法などのご相談を受け付けます。6月13日（金）午後5時までに応募書類（正本1部、副本6部）の提出をお願いします。

本募集要項にかかる質問等につきましては、5月26日（月）までにメールでお知らせください。様式は問いません。5月30日（金）を目途にHP上にて回答をいたします。

なお、応募書類を提出される事業者は必ず「意向表明書」を6月4日（水）までにご提出ください。期限までに提出が確認できない場合は提案をお受けできませんのでご了承ください。「意向表明書」の提出があった事業者には、6月5日（木）に受領のメールを送付いたしますので、提出したにもかかわらずメールが届かない場合はお知らせください。

※副本は正本のコピーとしてください。

※個人情報に関する部分のみ黒マジック等で塗抹をおこなってください。

※事前に電話連絡の上、日程を調整し、区児童課の窓口までお越しくください。

※提出書類はお返しいたしませんので、必要な場合には控えをお取りください。

- ① 正本は、表紙及び背表紙に、タイトル「世田谷区民設民営学童クラブ運営事業者募集にかかる応募書類（法人名）」を記入すること。
- ② 書類の名称を記載した台紙とともにファイルに綴じて提出すること。（台紙には数字や記号ではなく書類の名称を記したインデックスを付けること）
- ③ 指定様式があるものは区HPからダウンロードして作成してください。

(2) 応募内容・放課後児童クラブの運営についてのヒアリング審査

応募書類等に基づき、本募集要項に基づく事業者のヒアリング審査を7月1日（火）または7月3日（木）に実施いたします。

※ ヒアリング審査の日程については、6月16日頃に応募事業者の皆様へお知らせいたします。なお、日程の変更はお受けすることはできませんので、予めご了承ください。

(3) 書類審査に関する書類の作成方法・提出部数

(2) ヒアリング審査を通過した事業者は書類選考に進みます。後日、審査を通過した事業者へ提出書類等のご案内をいたします。なお、書類審査に関する書類の提出期限は7月22日（火）を予定しております。

(4) 提出先

世田谷区役所 子ども・若者部 児童課

東京都世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎2階20番窓口

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで（午前12時～午後1時を除く）

7. 事業者の審査、採択及び決定

本募集要項に基づく事業者提案の採択については、区が設置する「世田谷区民設民営放課後児童クラブ運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）」の審査に基づき、世田谷区長が行います。審査の結果、いずれの事業者の提案も採択しない場合があります。

ます。

(1) 審査方法 (状況により、審査を変更する場合があります。)

- ①本提案や放課後児童クラブの運営にかかる責任者等のヒアリング審査
- ②書類審査にかかる書類の内容審査 (財務審査含む)
- ③応募事業者の既存運営施設の現地調査

※上記①の審査の結果、②、③を行わず、提案を採択しない場合があります。

※上記①、③の審査日は、後日指定します。必ず法人代表者 (担当理事や本事業の責任者でも可) と放課後児童クラブの運営にかかる責任者 (施設長候補者)、③については、現地調査対象施設の事業所の運営にかかる責任者も出席してください。

※上記③の対象施設は、原則として区が指定します。

(2) 審査項目

選定委員会は、「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子どもの権利条例」、「放課後児童クラブ運営指針」「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等に基づき、次の点を重視して審査を行います。

評価項目	評価内容	
事業者の理念	放課後児童健全育成事業の理念・公共性・公益性を持ち、社会的責任を担っている事業者であること。	事業者から提出された資料及び法人の経営に携わる責任者、事業所の運営にかかる責任者等とのヒアリング内容から、放課後児童クラブとしての社会的責任や地域における役割に関する考え方等について、評価・審査を行います。また、子どもの権利条約や世田谷区子ども条例を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した理念や事業内容となっているかについても評価・審査を行います。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること。	事業者の財務状況等について公認会計士による財務内容の確認を行うことで、子どもや保護者が安心して支援を享受し続けることができるかについて評価・審査を行います。
運営管理体制	職員や利用者、外部の意見を取り入れるなど、開かれた運営がなされていること。	内部の意見のみによる運営ではなく、客観的な外部の意見等を運営にフィードバックさせることや、現場からの意見が経営層の判断に反映される仕組みづくりがなされているかどうかについて評価・審査を行います。
質の確保	「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」や区の目標を理解した上で、子どもの最善の利益や子どもの成長と育ちを尊重し、子どもの視点に立った支援を実施していること。	事業者が現に運営している事業所の現地調査を行うとともに、日々の活動内容や支援方法などを把握できる資料により、運営内容について評価・審査を行います。
人材の確保・育成・継続年数	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されていること。	採用方法や異動に伴う既存事業所への影響を注視しながら、提案事業所に配置を予定する職員の年齢・継続年数等のバランスについて評価・審査を行います。また、職員に対する処遇や研修の状況から、能力を高めながら働き続けることのできる環境の整備

		等についても評価・審査を行います。
--	--	-------------------

※この他、「配慮を要する子どもへの支援」「児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援」「保護者との連携」「地域資源開発・地域連携」「関係機関との連携」等についても評価・審査を行います。

8. 応募に際しての留意事項

- (1) 本件業務に従事する区職員及び選定委員等の本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- (2) 原則として、応募後に提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 本募集要項に基づいて事業者として決定された後に、開設時期や事業所の運営にかかる責任者を含む提案内容の変更は認めません。やむを得ない事情により変更する場合は、区との協議が必要となります。また、提案内容が守られないときは、補助金を減額又は支出しない場合があります。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。
- (5) 補助金交付に関する財産処分の制限があります。財産の処分により収入があった場合において、既に交付した補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。
- (6) 過去に区における民設民営放課後児童クラブ運営事業者（提案型）の選定により不採択となった事業者については、原則として不採択の決定から1年以内に応募することはできません。

9. 申請から事業者決定までのスケジュール ※スケジュールは前後する可能性があります。

5月26日（月）	公募にかかる質問メール提出期限
30日（金）予定	質問への回答（HP上にて公表）
6月4日（水）	意向表明書提出期限
5日（木）	意向表明書提出事業者あて通知
13日（金）	応募書類等提出期限
7月1日（火）、3日（木）予定	ヒアリング審査
7日（月）予定	ヒアリング審査結果通知
22日（火）	書類審査に関する書類提出期限
7月下旬 ～ 8月上旬	現地視察
8月中旬	審査結果通知

10. その他

- (1) 応募にかかる費用は、申請書の提出・未提出、提出した事業所整備の採択・不採択にかかわらず、一切の費用を応募する事業者の負担とします。
- (2) 応募書類等及び本件応募に関する問い合わせ等において、使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法によるものとします。
- (3) 追加資料の提出を依頼することがあります。
- (4) 応募後に、当該提案を取り下げることになった場合は、至急担当までご連絡ください。

い。あわせて辞退届をご提出ください。

(5) 応募書類の著作権は、事業者に帰属しますが、情報公開請求があった場合は、世田谷区情報公開条例の規定に則し公開します。予めご了承ください。

(6) 区は、提出された書類について、事業所整備の採択・不採択に関わらず返却しません。必要な場合は、控えをお取りください。

(7) 施設長は、開所後の施設運営が安定（3年程度）するまでは、やむを得ない事情を除き、変更できません。やむを得ない事情により変更を行う場合は、必ず事前に区への協議が必要となります。

(8) 提案採択後は、事業者の責任において、開所までに必要に応じて定款変更等の手続きをしてください。

11. 問合せ先

世田谷区子ども・若者部児童課

電話 03(5432)2493 (直通)

Eメールアドレス SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口